

2月定例会 議員発議案の審議結果一覧

Table with columns for item name, party support (賛否), and review result (審議結果). Rows include items 18, 19, 20, 21, and 22.

※出席した会派の議員全員が、賛成：○、反対：×、出席した会派の議員の一部が賛成・一部が反対：△
※議案の全文及び議員別の賛否は市川市議会のホームページに掲載しています。

2月定例会には、意見書案5件が提出され、議会はこれのうち2件を可決し、3件を否決しました。
可決した意見書は、3月13日に関係行政庁へ送付しました。

意見書

傍聴のご案内

本会議と委員会は、原則として公開されており、自由に傍聴できます。

●本会議の傍聴(94席)
会議当日に市役所第1庁舎7階の受付へ直接お越しください。住所・氏名を記入するだけで入場できます。

●委員会の傍聴(各7席)
第1庁舎6階の議会事務局で受け付けした後、委員会室へご案内します。

※傍聴時は、受付の際にお渡しする注意事項をお守りください。

◆請願・陳情とは◆

・ 請願とは、国や自治体に意見や要望を述べることです。請願権は憲法で保障される国民の権利です。請願は、市議会議員の紹介により、書面で行います。

受理された請願は、まず、その内容を所管する委員会で内容を審査します。委員会での審査の結果は本会議に報告された後、採決で採択・不採択の結果が確定します。審議結果は市議会ホームページに掲載するほか、請願提出者(複数人で提出する場合はその代表者)に文書で通知します。

・ 陳情とは、一定の事項に利害関係を持つ人が実情を訴え、適切な対応を求めて国や自治体に要望を述べることです。議員の紹介を要しません。提出された陳情は各会派へ参考配付します。

◆提出方法と時期◆

・ 請願・陳情は、議長宛ての書面に、①要望の趣旨、②提出年月日、③提出者の住所・電話番号、④提出者の署名または記名押印、⑤紹介議員(1名以上)の署名または記名押印(請願の場合)、⑥必要に応じ参考となる図面等を記載して、議会事務局に提出します。提出は直接持参するほか、郵送でも可能です。

なお、指定の様式はありません。記載例は、右記をご確認ください。

・ 提出者が複数人の場合、提出者全員の住所及び署名または記名押印が必要です。

・ 請願・陳情は、いつでも提出できます。なお、請願については、定例会招集告示日(2月定例会では開会日)の翌々日の午後5時までに受理したものを当該会期中に委員会に付託して審査し、それ以降に受理した請願は、次の定例会で審査します。

※ 告示日については議会事務局へお問い合わせ下さい。

< 請願書の記載例 >

(表紙)

Form for petition cover: ○○○に関する請願
[紹介議員氏名]
署名または記名押印

(内容)

Form for petition content: ○○○に関する請願
[請願内容要旨]
[提出日]
[提出者住所]
[提出者氏名]
署名または記名押印
市川市議会議長
○○○様

< 陳情書の記載例 >

(表紙)

Form for petition cover: ○○○に関する陳情

(内容)

Form for petition content: ○○○に関する陳情
[陳情内容要旨]
[提出日]
[提出者住所]
[提出者氏名]
署名または記名押印
市川市議会議長
○○○様

請願・陳情の出し方

※ご不明な点は、議会事務局議事課まで(☎334-3759)